

2 4 川 監 公 第 7 号

平成 2 4 年 8 月 1 0 日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、
平成 2 3 年 1 2 月 1 2 日付け 2 3 川監公第 8 号で公表した定期監査及び同日付
2 3 川監公第 9 号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎
市長及び川崎市教育委員会委員長から措置を講じた旨通知がありましたので、
次のとおり公表します。

川崎市監査委員	松	川	欣	起
同	奥	宮	京	子
同	東		正	則
同	石	川	建	二

平成24年6月29日

川崎市監査委員	松川	欣起	様
同	奥宮	京子	様
同	東	正則	様
同	石川	建二	様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成23年12月12日付け23川監報第10号で提出のありました財政援助団体等監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成23年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

1 財政援助団体及び所管部局について改善措置を要する事項

（1）補助金の執行手続を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

公益社団法人川崎市病院協会（以下「病院協会」という。）への補助金の執行手続についてみたところ、救急医療等設備整備事業補助金、小児救急医療支援実施事業補助金及び病院群輪番制病院運営事業補助金の支出決定手続について、概算払で交付した補助金の額の確定手続を行っていないかった。

市は、補助金の支出に当たっては適正に執行手続を行われたい。

〔措置内容〕

指摘事項に対し、規則及び要綱に基づき、補助金の額の確定を行うとともに、交付額確定通知を行うなど適正な対応を図りました。

(健康福祉局保健医療部地域医療課)

(2) 正確な実績報告書の提出を求め適切に審査すべきもの

[指摘の要旨]

病院協会への補助金の実績報告書についてみたところ、次のとおり、補助事業の実績が正確に報告されておらず、その審査も不十分な事例があった。

市は、病院協会に対して、正確な実績報告書を提出するよう指導するとともに、その内容についても適切に審査を行われたい。

[指摘の要旨]

ア 病院協会が各病院へ配分した補助額が正確に報告されていなかった事例

(ア) 川崎市看護師充足対策（一日看護体験）補助金

(イ) 救急災害用医薬品等備蓄事業補助金

(ウ) 小児救急医療支援実施事業補助金

(エ) 病院群輪番制病院運営事業補助金

[措置内容]

指摘を受けた補助金については、正確な実績報告書を提出させ、内容確認を行いました。

[指摘の要旨]

イ 病院協会が各病院へ配分した補助金について、各病院における支出内容を病院協会が十分把握しないまま誤った実績報告が行われていた事例

(ア) 川崎市看護師充足対策（一日看護体験）補助金

(イ) 救急災害用医薬品等備蓄事業補助金

[措置内容]

正確な内容把握ができるよう説明会を行い指導しました。

(公益社団法人川崎市病院協会)

(健康福祉局保健医療部地域医療課)

2 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 契約規程に基づき適正に契約を行うべきもの

[指摘の要旨]

かわさき市民放送株式会社（以下「市民放送」という。）の契約関係書類をみたところ、契約金額が10万円を超える契約について、請書その他これに準ずる書面を提出させていないものがあった。また、契約の目的物が完成又は完納されたときに、確認・完了届を提出させておらず、契約規程に基づく契約がなされていなかった。

市は、市民放送に対して、契約規程に基づき、適正に契約を行うよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、契約規程の改正を行い、契約執行に当たっては、請書その他これに準ずる書類を提出させる旨を双方で確認しました。併せて、完成・完納に関する確認や完了届を提出させるよう、指導を行いました。

適正な契約事務が執行されるよう、今後とも、随時、必要な指導・助言を行っていきます。

（かわさき市民放送株式会社）

（市民・こども局シティセールス・広報室）

（２）監査役を適切に選任すべきもの

[指摘の要旨]

市民放送の監査役の就任状況をみたところ、監査役2名のうち1名については、別途税務及び会計に関して顧問契約を締結している公認会計士が就任していたが、監査の公正性という観点から平成17年度財政援助団体等監査においてもその選任について指摘したところである。

市は指摘事項に対する措置状況の把握に努めるとともに、市民放送に対して、監査役の選任について、早急に必要な措置を講ずるよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、平成24年度の取締役会の決議を経て、株主総会において監査役1名を選任し、当該監査役を変更することで、顧問の立場と監査役の立場を兼務している状態の解消を図りました。

(かわさき市民放送株式会社)

(市民・こども局シティセールス・広報室)

(3) 収入金を適切に管理すべきもの

[指摘の要旨]

公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団（以下「看護師養成確保事業団」という。）の収入事務についてみたところ、複写機の使用料について収納手続及び金融機関への預入を1年近くの長期間にわたり行っていなかった。また、窓口で収納した再試験料については、月末などにまとめて収納手続をしているが、金融機関への預入は行っておらず現金保管としていた。

市は、看護師養成確保事業団に対して、規則で定められた手続を適切に行われるよう指導されたい。

[措置内容]

収入金の管理について、会計処理規則に基づき、適切に金融機関へ預入を行うなど、適正な収納事務を行うよう指導しました。

(公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団)

(健康福祉局保健医療部地域医療課)

(4) 取締役会を適正に開催すべきもの

[指摘の要旨]

株式会社川崎球場（以下「川崎球場」という。）の取締役会の運営状況についてみたところ、3箇月に1回以上行うべき職務執行状況に関する報告が年1回となっていた。また、川崎球場定款には書面決議に関する定めがないにもかかわらず、取締役会の決議を書面で行っていた。

市は、川崎球場に対して、関係法令等に基づき、取締役会を適正に開催するよう指導されたい。

[措置内容]

取締役会の適正な開催については、平成23年12月、平成24年3月及び同年5月に取締役会が開催されたことを確認し、また、書面決議に関する指摘事項については、今後、定款に定めがないことから書面決議は行

わないことを確認しました。

今後とも取締役会が適正に開催されるよう引き続き指導を行います。

(株式会社川崎球場)

(建設緑政局総務部庶務課)

(5) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項の概要は次のとおりである。

ア 資金の効率的な運用に努めるべきもの

[指摘の要旨]

多額の資金が普通預金に預け入れられていた事例

[措置内容]

資金の運用に当たっては、現状の定期型預金の利率、預金額及び市場の経済状況を鑑みて、資金運用の有利性を考慮し、川崎市公金運用の方針に準じて安全性を保ちながら効率的な運用方法を検討するよう指導しました。

(公益財団法人川崎市文化財団、かわさき市民放送株式会社)

(市民・こども局市民文化室、同シティセールス・広報室)

イ 固定資産の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

既に廃棄されていた固定資産が固定資産台帳に登載されたままとなっていた事例

[措置内容]

指摘を受けた固定資産については、固定資産台帳から削除されたことを確認しました。

また、川崎市文化財団では、物品等管理規程を制定し、財団が保有し、又は管理する物品及び固定資産に関する事務の取扱いについて、毎事業年度1回以上、固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て帳簿を整理する旨を定めました。

今後は、川崎市文化財団に対して、この規程に基づき、固定資産の異動を適正に固定資産台帳に反映させるとともに、その結果を踏まえて決算諸表を調製するよう指導しました。

(公益財団法人川崎市文化財団)

(市民・こども局市民文化室)

ウ 職員退職手当支給規程を適切に整備すべきもの

[指摘の要旨]

退職手当の算定方法を労使の合意により変更したものの、職員退職手当支給規程を変更していなかった事例

[措置内容]

指摘事項について、株式会社川崎球場職員退職手当支給規程を改正し、その変更内容について確認しました。

(株式会社川崎球場)

(建設緑政局総務部庶務課)

3 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) グループ構成員の収支状況を明確にすべきもの

[指摘の要旨]

川崎市アートセンターの指定管理者である川崎市文化財団グループ（財団法人川崎市文化財団を代表者とし、特定非営利活動法人アートネットワーク・ジャパンを構成員とするグループ。以下「文化財団グループ」という。）から提出された事業報告書等をみたところ、構成員の指定管理業務に関する収支について、業務分担金という科目で支出総額が表示されるのみとなっていた。

また、文化財団グループ内では、代表者に対して構成員が業務分担金に関する収支状況等を報告することとされていたものの、市は、その内容を把握していなかった。

指定管理業務の履行状況や指定管理料の妥当性等を検証するためには、市は、指定管理者に対して、代表者、構成員それぞれの指定管理業務に関する収支を明らかにした事業報告書等を提出するよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項について指定管理者に対し指導した結果、平成23年度事業報告書は、代表者、構成員それぞれの指定管理業務に関する収支を明らかにした内容に改善されました。

また、平成２４年度から従来の経費の執行方法を変更し、事業費は共同構成体の業務分担金という科目で支出総額を表示するのではなく、文化財団グループの代表者である川崎市文化財団が執行する方法としました。

(川崎市文化財団グループ)

(市民・こども局市民文化室)

(２) 指定管理者の経営状況の把握に努めるべきもの

[指摘の要旨]

保育園の指定管理に関する基本協定書（以下「保育園基本協定書」という。）に基づく財務書類の提出状況についてみたところ、指定管理者が管理を行っている保育園について、市は、その提出を求めていなかった。

指定管理施設については、継続的かつ安定的な運営が求められることから、市は、指定管理者に対して、財務書類の提出を求め、その経営状況の適時的確な把握に努められたい。

[措置内容]

指定管理担当者事務説明会で、財務関係書類を年２回、５月末及び１１月末に提出するよう周知しました。

法人の決算書については、今後は、財務分析などを行い、経営状況の把握に努めます。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会、社会福祉法人尚徳福祉会、社会福祉法人種の会、社会福祉法人横浜悠久会)

(市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課)

(３) 適切な事業報告書に基づき報告を求めるべきもの

[指摘の要旨]

保育園基本協定書に基づく「個人情報の保護についての対応」についての報告は、その項目が様式中に定められていなかったこともあり、指定管理者が管理を行っている保育園について、その報告を受けていなかった。

市は、適切な事業報告書を作成し、事業報告を求められたい。

[措置内容]

平成２３年度の事業報告書から、同報告書の様式を改訂し、「個人情報

の管理状況」の項目を設けて報告させることとし、指定管理担当者事務説明会で周知しました。

（公益財団法人神奈川県労働福祉協会、社会福祉法人尚徳福祉会、社会福祉法人種の会、社会福祉法人横浜悠久会）

（市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課）

（４）事故発生の報告基準について適切に指導すべきもの

〔指摘の要旨〕

保育園基本協定書に基づく事故発生報告書の提出状況等についてみたところ、その取扱いについて統一的な指導がなされていなかったことにより、報告書が作成されていない事例や報告書は作成されているものの市に提出されていない事例があるなど、保育園によって対応が異なっていた。

市は、報告の基準について適切に指導するよう努められたい。

〔措置内容〕

事故発生の報告基準について、医療機関で受診した場合に報告させることとして統一し、対象となる全部の民営保育園に向けてその旨を通知するとともに、指定管理担当者事務説明会で周知しました。

（公益財団法人神奈川県労働福祉協会、社会福祉法人尚徳福祉会、社会福祉法人種の会、社会福祉法人横浜悠久会）

（市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課）

（５）指定管理料の追加額の支出について適正を期すべきもの

〔指摘の要旨〕

川崎市大師保育園及び川崎市白鳥保育園の指定管理料の追加額について支出関係書類をみたところ、定員を超えて園児を受け入れた場合に支払われる超過受入分が指定管理者から提出された報告書の超過受入児童数の記載誤りにより、過大に支出されていた。

市は、指定管理者に対して、適正な請求を行うよう指導するとともに、支出額の決定に当たっては、関係書類等に基づき、十分に確認を行われたい。

〔措置内容〕

指摘された指定管理料については、指定管理者から返還があったことを確認しました。今後は、指定管理者に対し、超過受入児童数の適正な管理を行い、正確な報告書を提出するように指導するとともに、市における照合作業についても適切に行うよう関係職員に周知徹底を図りました。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会、社会福祉法人横浜悠久会)

(市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課)

(6) 法人運営を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市宿河原保育園及び川崎市白鳥保育園の管理を行っている社会福祉法人横浜悠久会（以下「横浜悠久会」という。）について監査を実施したところ、次のとおり、各経理手続及び決裁手続等の組織運営について早急に改善すべき事例があった。また、監査に際して請求した関係書類の一部について、提出がなされないものがあった。

市は、適時の状況把握と取組に対する検証強化に努めるとともに、横浜悠久会に対して、今後の適正かつ効率的な運営に向け、引き続き厳正な指導を行われたい。

ア 支出及び契約等の経理手続に関する事例

[指摘の要旨]

(ア) 物品の購入に際して特定の業者に集中して発注し、さらに、定価を上回る価格で購入したものや納品確認を適切に行っていないことにより代金の過払が生じたものがあった事例

(イ) ホームページ作成等の業務委託に際して、経理規程により競争入札に付し、契約書を作成しなければならないとされているが、随意契約により行われ、契約書が作成されていなかった事例

(ウ) 携帯電話端末を計7台購入したものの、1～2箇月のうちに合理的な理由なく全ての端末を処分し、その後、新たに携帯電話端末を購入していた事例

(エ) 施設の資金収支報告書において、指定管理経費以外の経費を計上しているなど、法人本部と施設の経理区分が不明確であった事例

[措置内容]

新理事体制に対し、指導・助言を行った結果、財務規程等が作成されましたので、これに基づき、経理手続については、適正な処理が図られました。

過払いに対しては、債権者への返還請求を行うよう指導しています。
今後も適正な執行をするよう指導・助言を行います。

イ 決裁手続等の組織運営に関する事例

[指摘の要旨]

- (ア) 理事会の承認を得ていない賃金規程を適用し、また、一部職員に対してその賃金規程にも定めのない基本給や明確な支給基準のない手当が支給されていた事例
- (イ) 予算額を超過した支出をする場合に必要な予算流用手続について、経理規程に定められた理事長の承認を経ることなく処理が行われていた事例
- (ウ) 支出に際して、決裁者の範囲が定まっておらず、法人としての確認及び承認方法が確立されていなかった事例

[措置内容]

新理事体制に対し、指導・助言を行った結果、財務規程、給与規程等が作成されましたので、これに基づき、稟議書による理事長の決裁を経ること等、適正な執行をするよう指導・助言を行い、適正な事務手続への改善が図られました。

今後も適正な執行をするよう指導・助言を行います。

ウ 市が行った児童福祉施設指導監査の指摘に対する措置に関する事例

[指摘の要旨]

- (ア) 契約関係書類について、措置報告のとおり整備及び保管が行われていなかった事例
- (イ) 法人本部の交通費について、措置報告のとおり法人本部からの返金処理が行われていなかった事例

[措置内容]

新理事体制に対し、指導・助言を行った結果、財務規程等が作成されましたので、これに基づき、契約書類の整理・保管等、適正な処理が図られました。

また、旅費の支給事務については、返金手続を進めるとともに、旅費規程の整備が図られました。

今後も適正な執行をするよう指導・助言を行います。

(社会福祉法人横浜悠久会)

(市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課)

(7) 利用料金に係る事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

かわさき新産業創造センターにおける利用料金に係る事務をみたところ、指定管理者は、新たに設置した倉庫及び設備について、必要な手続を事前に経ることなく利用料金を徴収していた。

市は、指定管理者に対して、利用料金に係る事務を適正に行うよう指導されたい。

[措置内容]

利用料金等について、指摘事項に係る設備については、条例及び基本協定書に基づき、指定管理者の設定する利用料金に対して承認の手続を行いました。また、倉庫については、撤去を確認しました。

今後、設備・機器等の利用提供の際は、指定管理者と事前に協議を行い、利用料金の承認の手続に遺漏のないように適正な事務処理に努めます。

(公益財団法人川崎市産業振興財団)

(経済労働局産業振興部新産業創出担当)

(8) 適切な施設管理を行うべきもの

[指摘の要旨]

社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会から市に提出された川崎市王禅寺老人いこいの家及び川崎市麻生老人いこいの家の事業報告書等についてみたところ、次のような事例があった。

市は、指定管理施設の管理状況の把握に努めるとともに、指定管理者に対して、法令等に基づいた適切な施設管理を行うよう指導されたい。

ア 防火管理者を設置すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市麻生老人いこいの家において、消防法（昭和 23 年法律第 18 6 号）に基づく防火管理者が不在の状況となっていた事例

〔措置内容〕

指摘事項については、防火管理者及び管理権限者から川崎市消防長あて、消防計画作成（変更）届出書が提出されました。

また、管理人異動届を作成し、施設の管理状況の把握を行いました。

今後は適正な管理に努めます。

イ 公衆浴場管理者の変更手続を行うべきもの

〔指摘の要旨〕

川崎市王禅寺老人いこいの家及び川崎市麻生老人いこいの家において、川崎市公衆浴場法施行細則（昭和 47 年規則第 40 号）に基づく公衆浴場管理者の変更手続が行われていなかった事例

〔措置内容〕

指摘事項については、公衆浴場管理者変更届が提出されるとともに、再度、市内における老人いこいの家の公衆浴場管理者を確認しました。

また、管理人異動届を作成し、施設の管理状況の把握を行いました。

今後は適正な管理に努めます。

（社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会）

（健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課）

（9）その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項の概要は次のとおりである。

ア 収入金を適切に管理すべきもの

〔指摘の要旨〕

川崎市アートセンターにおける入場料収入等の収入金について、金融機関への預入がおおむね 3 日に 1 回となっていた事例

〔措置内容〕

入場料収入等は、原則として収入のあった日の翌日までに金融機関へ預入を行うように指導し、改善されたことを確認しました。

今後も、紛失・盗難防止の観点を十分に意識し、適切な金銭管理に努めるよう指導・助言を行っていきます。

(川崎市文化財団グループ)

(市民・こども局市民文化室)

イ 指定管理施設の備品管理等を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

(ア) 市からの引継備品が登載漏れ、廃棄等により備品整理簿と照合できなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、備品管理状況を調査し、登録を行いました。

また、備品管理状況の報告の実施について指定管理担当者事務説明会で周知徹底を図り、備品異動届を作成して施設の備品管理状況の把握に努めました。

(市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課、健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課、同障害保健福祉部精神保健課)

[指摘の要旨]

(イ) 指定管理料で購入した本市帰属備品が備品整理簿に登載されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、備品管理状況を調査し、登録を行いました。

また、備品管理状況の報告の実施について指定管理担当者事務説明会で周知徹底を図りました。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会、社会福祉法人尚徳福祉会、社会福祉法人横浜悠久会)

(市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課)

[指摘の要旨]

(ウ) 指定管理料で購入した本市帰属備品が誤って指定管理者の資産として固定資産台帳に登載されていた事例

[措置内容]

指摘事項について指導・助言を行い、固定資産台帳の修正が図られました。

今後も、適正な台帳管理及び決算について指導・助言を行います。

(社会福祉法人横浜悠久会)

(市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課)

[指摘の要旨]

(エ) 備品整理簿の価格が誤って登録されていた事例

[措置内容]

備品価格については、税込みにて登録するよう指導を行い、適正な価格での登録を行いました。

今後は、協定書に基づき、備品購入後の登録を速やかに実施し、適正管理に努めます。

(市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課)

[指摘の要旨]

(オ) 指定管理者が管理業務のために購入した物品の帰属について、基本協定書上、指定管理終了時に市と指定管理者で協議するとされているため、帰属が明確となっていなかった事例

[措置内容]

指摘事項に係る備品について帰属先を決定し、基本協定書に基づき、備品管理簿の整備及びシールの貼付けを完了しました。

また、大型・重要物品の購入に当たっては、指定管理者から市への事前報告を行うこととし、適正な事務処理に努めるよう指導・助言を行っていきます。

(公益財団法人川崎市産業振興財団)

(経済労働局産業振興部工業振興課、同新産業創出担当)

[指摘の要旨]

(カ) 指定管理者が管理業務のために購入した備品について、基本協定書に基づき、購入備品管理簿が作成されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項に係る備品について、基本協定書に基づき、備品管理簿の整備及びシールの貼付けを完了しました。

(公益財団法人川崎市産業振興財団)

(経済労働局産業振興部新産業創出担当)

[指摘の要旨]

(キ) 指定管理者が管理業務のために購入した備品について、基本協定書

に基づき、シールが貼付されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項に係る備品について、基本協定書に基づき、速やかに指定管理者を指導し、シールの貼付けを完了しました。

(公益財団法人川崎市産業振興財団)

(経済労働局産業振興部工業振興課)

[指摘の要旨]

(ク) 備品票が貼付されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、市内における老人いこいの家の備品管理状況の調査・確認を行い、備品票の貼付けを完了しました。

また、備品異動届を作成し、施設の備品管理状況の把握を行いました。

(社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

ウ 延長保育の料金について根拠規程を明確にすべきもの

[指摘の要旨]

指定管理者が管理を行う保育園の延長保育の料金について、根拠規程が明確でなかった事例

[措置内容]

延長保育事業における延長保育の料金については、根拠規程である川崎市延長保育事業実施要綱などの職員への周知徹底を図るとともに、引き続き適切な対応に努めます。

(市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課)

エ 事業報告書の提出期限を遵守すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市大師保育園、川崎市産業振興会館及びかわさき新産業創造センターにおける事業報告書が、基本協定書に定める期限後に提出されていた事例

[措置内容]

基本協定書において事業報告書は毎年度4月末日までに提出する旨を

定めていましたが、指定管理者と協議を行った結果、提出期限を毎年度5月末日に変更し、基本協定書に記載することとしました。

今後は、提出期限を遵守し、適正な事務処理に努めるよう指導・助言を行っていきます。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会、公益財団法人川崎市産業振興財団)

(市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課、経済労働局産業振興部工業振興課、同新産業創出担当)

オ 経理規程に基づき適正に小口現金を管理すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市坂戸保育園及び社会復帰訓練所について、経理規程の限度額を超えた小口現金が保管されていた事例

[措置内容]

指摘事項については、現金事故を未然に防止するため、経理規程に基づき小口現金を適切に管理するよう指導しました。

今後は適正な監督・指導に努めます。

(社会福祉法人尚徳福祉会、社会福祉法人川崎聖風福祉会)

(市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課)

カ 延滞金の計算を適正にすべきもの

[指摘の要旨]

かわさき新産業創造センターにおける利用料金の延滞金の金額が誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項に係る延滞金の金額の誤りについては、訂正手続を行うように指導し、入金を確認しました。

今後は、事前相談・報告等を含め、指定管理者との情報の共有化を図り、適正な事務処理に努めるよう指導・助言を行っていきます。

(公益財団法人川崎市産業振興財団)

(経済労働局産業振興部新産業創出担当)

キ 基本協定書に基づき適正に事業報告書等を提出すべきもの

[指摘の要旨]

- (ア) 4～9月期終了後に提出された川崎市藤崎老人いこいの家、川崎市桜本老人いこいの家、川崎市王禅寺老人いこいの家及び川崎市麻生老人いこいの家の事業報告書について、基本協定書において定められた項目の一部が記載されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、モニタリング様式を修正して改善を図り、平成24年度からの実施に向けて、指定管理者と協議を行いました。

今後は基本協定書等に則り、適正な施設運営に努めます。

(社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

[指摘の要旨]

- (イ) 川崎市藤崎老人いこいの家、川崎市桜本老人いこいの家、川崎市くじ老人いこいの家、川崎市王禅寺老人いこいの家及び川崎市麻生老人いこいの家について、基本協定書において提出するものと定められている利用者満足度調査報告書が提出されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、利用者満足度調査の実施を依頼し、結果に係る報告を受けました。

今後は基本協定書等に則り、適正な施設運営に努めます。

(社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

ク 経費負担区分を定めておくべきもの

[指摘の要旨]

こども文化センターと合築している老人いこいの家における電気料金及び水道料金の負担区分について明確な取決めがなされていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、施設を所管する関係部署の間において協議を行

い、適切な時期に負担区分を設けることとしました。

今後も引き続き、協議を通じて適正かつ明確な施設運営に努めます。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

ケ 事業報告書において正確に経費を報告すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市くじ老人いこいの家の事業報告書において、報告された経費のうち業務委託料等の金額の記載に誤りがあった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に指導するとともに、関係職員に対し事業報告書の確認を周知徹底しました。

今後は適正に事業評価ができるよう、確認体制の構築に努めます。

(社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

コ 管理業務報告書に記載する事項を明確にすべきもの

[指摘の要旨]

社会復帰訓練所の基本協定書において管理業務報告書に記載すべき事項が定められていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、適切な管理業務報告がなされるように指定管理者と確認の上、基本協定書の一部変更を行いました。

(社会福祉法人川崎聖風福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部精神保健課)